

令和元年度第2回動物愛護推進協議会次第

日時:令和2年1月16日(木) 14:00～

場所:さいたま市動物愛護ふれあいセンター

1. 開会

2. 議事

(1)さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の改正について

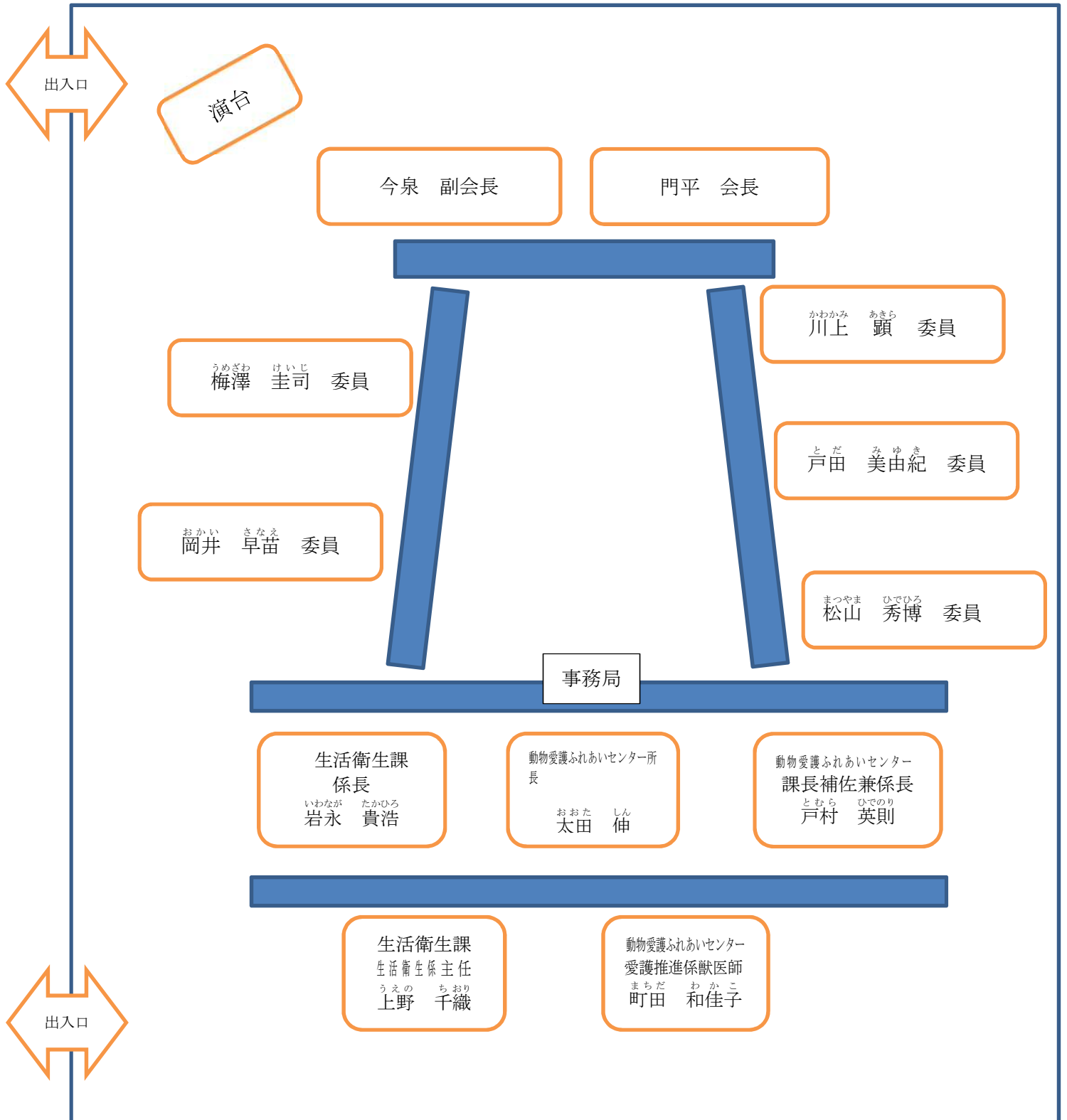
(2)災害時のペット対策について

(3)その他

3. 閉会

令和元年度第2回動物愛護推進協議会席次

(令和2年1月16日 さいたま市動物愛護ふれあいセンター2階レクチャールーム)



さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(概要)

① 経緯

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和2年6月1日に施行されることが政令で定められたことを受け、所要の改正を行うもの。

② 条例に関する法改正の概要

「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例」に関する法改正は、次のとおり。

- (1) 動物の適正飼養のための規制の強化・・・繁殖制限の義務化
- (2) 都道府県等の措置の拡充・・・動物愛護管理担当職員の拡充

③ 条例改正案の概要

1 飼い主等の責務(条例第6条関係)

法改正

犬及び猫の繁殖制限の義務化。

現行条例と改正内容

飼養する動物の繁殖制限が、飼い主に**努力義務**として課せられている。

➡ 条例(**努力義務**)の対象から、改正法で義務化された内容(上記)を除く。

<参考>

表1 現行条例と改正法の繁殖制限の比較

	現行条例(第6条第3項)	改正法(第37条第1項)
対象動物	飼養する動物	犬及び猫
繁殖制限措置	努力義務	義務化

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(概要)

2 動物愛護指導員(条例第 22 条関係)

法改正

中核市以上における、動物愛護管理担当職員の必置化。

現行条例と改正内容

獣医師等を動物愛護指導員として任命することができる。



動物愛護指導員を改正法の動物愛護管理担当職員に位置付ける。

<参考>

表 2 現行条例と改正法の動物愛護管理担当職員の比較

	現行条例 (第 22 条)	改正法 (第 37 条の 3)
名 称	動物愛護指導員	動物愛護管理員等の職名を有する職員
対象者	市の職員であって獣医師等	地方公共団体の職員であって獣医師等
業 務	(1) 放し飼い犬等の収容 (2) 放し飼い犬等の掃討 等	動物の愛護及び管理に関する事務
設 置	任 意	必 置

3 規定の整備(条例第 2 条、第 9 条の 2、第 21 条関係)

条例で引用している法律の条項を整備するもの。

④ 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日 (改正法の施行期日と同日)

災害時のペット対策について

1. 平時の対応
2. 災害時の広報
3. 避難所としての意見
4. 工夫した点
5. 避難所での問題事例
6. 課題